



2022 年 5 月 13 日

各 位

会社名 宮地エンジニアリンググループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青 田 重 利  
(コード番号 3431 東証プライム市場)  
問合せ先 I R 室長 瀬戸井 裕  
(TEL 03-5649-0111)

株主提案権行使に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である E S G 投資事業組合（以下「提案株主」といいます。）より、2022 年 6 月 28 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会における議案について、2022 年 4 月 25 日付で、株主提案権行使に係る書面を受領しておりましたが、2022 年 5 月 13 日開催の取締役会において、本株主提案に関する当社取締役会の意見を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1 提案株主

E S G 投資事業組合

### 2 本株主提案内容

- (1) 剰余金の処分の件
- (2) 定款一部変更の件（取締役報酬の個別開示について）
- (3) 定款一部変更の件（政策保有株式について）

本株主提案の内容は、別紙「議案の要領及び提案の理由」に記載のとおりです。なお、当該別紙は、提案株主から受領した本株主提案に係る書面の該当部分を原文のまま掲載しております。

### 3 当社取締役会の意見

- (1) 剰余金の処分の件

- ① 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本株主提案に反対します。**

- ② 理由

当社は、中長期視点に立った、持続性の高い企業体質の確立と企業価値の向上ならびに株主の皆様への還元を経営の重要な施策と考えております。

この方針に基づき、2022 年 3 月期の期末配当を当初 1 株当たり 80 円としておりましたが、今年度（2021 年度）の連結配当性向の水準を従来の 20%程度から 30%程度まで引き上げ、期末配当を 140 円とする議案を当社第 19 回定時株主総会に上程す

ることを決定いたしました。

本株主提案は、当社提案の配当と合わせると2022年3月期における当期純利益の約80%の配当をすることを内容とするものでありますが、当社は、株主の皆様への還元と当社とステークホルダーの皆様と共通のコンセプトである持続的成長のための投資など、バランスの良い資本政策が重要であり、以下の対応が必要と考えております。

【持続的成長への投資】

ア 人材確保・育成

- (ア) 人材確保の各種制度（介護に伴う一時退職制度、子育て支援制度など）
- (イ) 人材育成の各種制度（博士号・修士取得のための国内留学制度など）
- (ウ) 大学との連携強化（研究助成金、大学院生に対する奨学金制度など）

イ 工場、現場の生産性向上の戦略的投資

- (ア) 工場（大型クレーン、移動式塗装ハウス、最新型ブラスト設備、新型溶接装置など）
- (イ) 現場（特殊機材の保有：手延機、トラベラークレーン、大型ケーブルクレーン設備など）

ウ 開発

- (ア) 全社（DX（デジタルトランスフォーメーション）、FRP商品など）
- (イ) 工場（仮組立情報処理システム、3D情報原寸システム、レーザー式計測システムなど）
- (ウ) 現場（環無水ワイヤーソー床版撤去システム、構造物傾斜監視システム、環境配慮型高力ボルトなど）

エ M&A

M&Aを志向し経営基盤の強化に努める。

【リスクへの備え】

当社グループは、リスクに備え、安定的な経営基盤を確保するため、今後も一定の貯えが必要であると考えています。

例えば、都市空間や新幹線をはじめとした鉄道の近接地や上空で施工中の大型工事で突発的に重大事故が発生した際の負担額は甚大であり、事故発生による発注機関からの指名停止の影響は、企業の存続にかかわる事態となります。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対します。

(2) 定款一部変更の件（取締役報酬の個別開示について）

① 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本株主提案に反対します。**

② 理由

当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、

同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮して取締役会に諮っております。また、当社は、2021年6月25日開催の取締役会で取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、任意の指名・報酬委員会を設置しており、2022年度以降取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を決定するにあたり、指名・報酬委員会の諮問を受けることとしております。

また、役員報酬の開示については、法令に則り、事業報告及び有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額及び支給人数について適正に開示しております。

なお、2021年度以降は子会社役員を兼務している場合の子会社における取締役報酬を含めた額を総額で表示していく方針であります。

このように、当社の取締役の報酬等の額の決定及び開示の方法はいずれも適切であると判断しております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対します。

(3) 定款一部変更の件（政策保有株式について）

① 当社取締役会の意見

**当社取締役会は、本株主提案に反対します。**

② 理由

本株主提案において定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規則である定款に記載するのになじまないものであると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載のとおり、当社グループは、当社と保有先との長期的・安定的な関係の構築など取引関係の維持等を目的として、上場株式を政策保有しております。保有株式につきましては、年度毎、株式保有先毎に業績・株価・配当・成長性など多角的に検証し、取締役会にて検証結果を審議・承認しております。その結果、保有意義が不十分、あるいは資本コストに見合っていないと判断した保有株式については、保有先企業との対話などを踏まえたうえで縮減することとしております。

当社取締役会といたしましては、政策保有株式の縮減については、取締役会で議論すべき個別の業務執行に係る事項であり、かつ、上記のとおり、当社取締役会において政策保有株式の保有意義等に係る検証に関する取組みを既に実施していることから、本提案の内容を会社の根本規則である定款に規定することは不相当であると考えております。

したがって、当社取締役会は本株主提案に反対します。

以上

## 別紙「議案の要領及び提案の理由」

※提案株主の株主提案に係る書面の該当部分を原文のまま掲載しております。

### 第2 議案の要領及び提案の理由

#### (1) 剰余金の処分の件

##### ア 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものとする。

##### (ア) 配当財産の種類

金銭

##### (イ) 1株当たり配当額

金264円

##### (ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき上記(イ)の1株当たり配当額(配当総額は、1株当たり配当額に2022年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数(自己株式を除く。))を乗じて算出した金額)

##### (エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

##### (オ) 配当金支払開始日

定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

##### イ 提案の理由

当社経営陣は、2005年に当社子会社である株式会社宮地鐵工所(以下「宮地鐵工所」という。)が独占禁止法違反を被疑事実として起訴されるという重大なコンプライアンス違反を生じさせながら、従業員兼務取締役として従前と変わらない報酬を受領している懸念がある。また、現在当社は政策保有株式を47億8万円(2021年9月末)保有しているが、この政策保有株式とネットキャッシュ108億83百万円(2021年12月末)を合計すると155億91百万円となり、これは当社株式の2022年3月末の時価総額239億円の65.2%相当であり、極端に過大である。このような資本効率性を低下させる過大な有価証券の保有は即刻辞めるべきである。加えて、株主への配当に関しては、2006年3月期から2013年3月期まで8期連続無配が続き、2014年3月期以降も極めて低い配当性向が続いている。このような株主軽視の経営が長年継続されてきたことにより、当社の株価の低迷が続いているのであるから、一刻も早く政策保有株式を売却し、代金手取り額を全額配当に回すことが望まれる。以下詳述する。

2005年5月23日、公正取引委員会は、東北・関東及び北陸の各地方整備局が発注する橋鋼上部工事に関し談合が行われた事案に関して、独占禁止法違反の疑いで当社子会社である宮地鐵工所を含む8社を刑事告発した。犯情は極めて重大、悪質なものとして受け止められ、宮地鐵工所に対しては、東北・関東・北陸に

において8ヶ月間、他の地域において5ヶ月間指名停止となり、同時に、7億3100万円の課徴金納付命令が下された。また、宮地鐵工所及び同社社員1名が、東京高等検察庁より起訴された。

この問題により、続く2006年3月期は、売上高24,631百万円（前年比▼7,148百万円の減収）、営業損失▼2,620百万円（前年比▼2,755百万円の悪化）、経常損失▼2,081百万円（前年比▼2,733百万円の悪化）、当期純損失▼3,939百万円（前年比▼4,335百万円の悪化）となり、当社の業績は大きく悪化した。2007年3月期には、売上高27,374百万円（前年比2,716百万円改善）、営業損失▼3,997百万円（前年比▼1,377百万円の悪化）、経常損失▼3,519百万円（前年比▼1,438百万円の悪化）、当期純損失▼2,244百万円（前年比1,695百万円の改善）となった。

このような業績悪化の影響を受けて、株主が払い込んだ資本は70%近く目減りし、2005年3月期の株主資本108億81百万円は、2009年3月期には34億63百万円へ減少（減少額▼74億18百万円）した。このように、宮地鐵工所における独占禁止法違反は、当社の業績に多大なる影響を及ぼした。

上記の一連の事実がありながら、この問題に対する当社経営陣の対応は、責任の所在を極めて曖昧にするものであった。すなわち、宮地鐵工所の代表取締役社長は、宮地鐵工所が公正取引委員会から刑事告発された翌月にグループ持株会社である当社の代表取締役社長に就任し、他方で、当社の株主への配当は2006年3月期に無配とされ、以後当社経営陣は2013年3月期まで8期連続ゼロ配当が適当であると判断した。これは、コンプライアンス違反に責任がある代表取締役を横滑りでグループ持株会社の当社代表取締役社長に就任させ、その責任の取り方を曖昧なものとした上で、株主に配当ゼロという形で責任を負わせた行為であると評価できる。

また、会社が犯したコンプライアンス違反は、最終的に株主に責任が回ってくるのは致し方ない面もあるものの、このような状況にあるにもかかわらず、当社の役員報酬は従前どおり支払われているのではないかという疑念がある。当社の役員報酬は一見少額であるように見えるが、開示資料で公表されている額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていない。したがって、当社においては、一見少額の役員報酬を使用人分給与で補填しているのではないかという疑念がある。当社における開示の不備については、議案「定款一部変更の件（取締役報酬の個別開示について）」を参照されたい。

また、当社においては、配当金及び配当性向にも、株主軽視の姿勢が見える。当社の1株当たり配当金は、2005年3月期の5円を最後に2006年3月期から2013年3月期まで8年連続無配が続き、足元の2021年3月期は80円であった。ここで注視すべきことは、当社が2017年10月1日に10対1の株式併合を実施しているということである。2017年10月1日を境にして株価は理論上は10倍、1株当たり配当金も10倍となるはずであるから、この点を考慮すると2021年3月期の1株当たり80円の配当は併合前の株式価値に換算

すると1株当たり8円の配当に等しく、極めて低額である。

配当性向については、8期連続無配から1株当たり配当金2円と復配した2014年3月期以降、2021年3月期までは、14.66%、13.58%、11.56%、12.46%、13.05%、11.32%、20.81%、14.30%と推移しており、8期連続無配の後は、8期連続低い配当性向となった。

当社のネットキャッシュは108億83百万円(2021年12月末)、政策保有株式は47億8百万円(2021年9月末)あり、配当性向を上げても十分手元にキャッシュが残り、事業運営に支障をきたさないことを勘案すれば、当社経営陣の経営姿勢は、一株当たり配当金は上げたくない、配当性向も上げたくないといった株主軽視のものであることが明らかである。

また、当社の株主資本は、前記のとおり2005年3月期には108億81百万円あったものが2009年3月期には34億63百万円にまで減少するが、その後当社が2013年3月期まで無配を継続した結果、足元の2021年3月期には252億36百万円となった。つまりこの間、自己資本は7.3倍になったが、株価は低迷している。直近15年間を見ると、高値は421円(2005年3月期)であり、これは10対1の株式併合を勘案すると4210円に相当するが、2022年3月期中の高値は3790円、安値は2159円である。15年間株価が上昇していないどころか下落しているのである。更に当社のPBRは0.7倍台であり、会社解散価値を下回っている。このような当社の株価低迷の大きな要因は、極めて保守的な業績見通しと、業績が低迷する中で更に自己資本を積み増す、すなわち資本効率を低下させる資本政策や低い配当性向である。特段努力せず達成できる目標を設定し楽をする、厚い現金や自己資本の上に座って楽をする、このような株主価値向上に反する計画を承認し発表する経営陣は、自己の保身を主として考え、株主を軽視していると言わざるを得ない。

以上に加え、現在当社は政策保有株式を47億8百万円(2021年9月末)保有しているが、この政策保有株式とネットキャッシュ108億83百万円(2021年12月末)を合計すると155億91百万円となり、これは当社の2022年3月末の時価総額239億円の65.2%にも相当し、極端に過大である。この資本効率性を低下させる過大な有価証券の保有は即刻辞めるべきであり、当社が保有する政策保有株式47億8百万円(2022年9月末時価)を2025年3月期決算期末までに全額速やかに売却し、売却代金手取り額を全額配当に回すことが望まれる。

以上より、提案者は、当社の次期中期経営計画5ヵ年(2023年3月期~2027年3月期)の間、配当性向60%(今期は1株当たり配当264円の見込み)又は純資産配当率4%(今期は1株当たり221円の見込み)の多い方の金額を配当総額として5年間実行することを求める。なお、この提案は、当社に対して過大な配当を求め、短期的な利益のみを追求するというものを企図していない。なぜなら、当期の利益(今期は1株当たり純利益440円の見込み)を超えない範囲で株主還元を行うというものだからである。

(2) 定款一部変更の件（取締役報酬の開示について）

ア 議案の要領

現行定款の第31条2項として下記の条項を新設する。

「②当社及び当社子会社の代表権のある取締役の報酬については、その多寡にかかわらず、毎年、事業報告書及び有価証券報告書において、個別に報酬額（うち使用人分給与がある場合はその額）、内容について開示するとともに、その決定方法を具体的に示す。」

イ 提案の理由

当社の2019年3月期以降の有価証券報告書には、役員報酬について、「当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月であり、決議の内容は取締役年間報酬額の上限を年額120百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、年額のうち社外取締役分は12百万円とする。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。」との記載があり、また、「使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの」については「該当事項はありません。」との記載がある。また、社外取締役を除く取締役については、対象となる人数と報酬等の総額の記載がある。

しかし、このような記載のみでは、株主や投資家は、当社の取締役の報酬等について適切に理解することはできない。会社の実質的所有者としての株主は、株主総会を通じて取締役の選任・解任を行うことから、取締役への委任内容及びその遂行状況と報酬が見合っているかを判断するために、各取締役の個別の報酬額を正確に把握する必要がある。

加えて、株主の利益最大化のため、株主が取締役の能力を鼓舞し、十全の働きを求めるのは当然であり、株主が各取締役の個別の報酬額を把握し、誰がどう報酬を決めたかを具体的に認識した上で、その額の是非について発言権を維持することで、より大きな働きを取締役に求めることは社会全体にとっても有益なことである。よって、取締役報酬の個別開示については、企業活動の活性化の観点からも、これを採用すべきである。現に公開企業における取締役報酬の個別開示は、米国、英国等の先進国では既に広く実施されており、投資活動の国際化を踏まえると、当社においても先進国のリーディングカンパニーと同様の社内規範を堅持していることを国内外の投資家に示すべきと考える。

以上より、提案者は、少なくとも当社及び当社子会社の代表権のある取締役の報酬（使用人分給与を含む。）の個別開示が実現されるよう、定款を「議案の要領」記載のとおりに変更することを提案するものである。なお、提案者は、あわせて、当社がウェブサイトを開示資料を開示している2004年3月期以降についても、遡って、当社及び当社子会社の代表権のある取締役の報酬（使用人分給与を含む。）の個別開示を行うことを当社には要求する。

(3) 定款一部変更の件（政策保有株式について）

ア 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

## 第8章 政策保有株式

(政策保有株式の目的の検証と結果の開示)

### 第50条

- (1) 当社は、当社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」が、政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。
- (2) 当社は、前項の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。
- (3) 当社は、本条を追加する定款変更の効力発生日現在保有している政策保有株式を、2025年3月末までに、速やかに売却するものとする。

#### イ 提案の理由

提案者は、政策保有株式は一切保有するべきではなく、また、政策保有株式の保有と取引関係には何の因果関係もないと考えている。議決権行使助言会社であるISS及びグラス・ルイスも、政策保有株式の保有について、ガバナンス上の問題点を指摘した上で、資本効率性の低下につながるとして否定的な見解を示している。以上の理由から、提案者は、当社が開示した政策保有株式の保有目的が実際に果たされているのかについては、厳しく検証し、その結果を株主に開示すること、また当社が保有する政策保有株式を2025年3月期決算期末までに速やかに売却するよう求めるものである。